

3 認知症対応型通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注			
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合	
イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 認知症対応型通所介護費(ⅰ)	(一) 3時間以上5時間未満	要介護1 (589 単位)	×70/100	×70/100	×63/100							
			要介護2 (648 単位)										
			要介護3 (708 単位)										
			要介護4 (768 単位)										
			要介護5 (827 単位)										
		(二) 5時間以上7時間未満	要介護1 (904 単位)										
			要介護2 (1,001 単位)										
			要介護3 (1,097 単位)										
			要介護4 (1,194 単位)										
			要介護5 (1,291 単位)										
		(三) 7時間以上9時間未満	要介護1 (1,030 単位)										
			要介護2 (1,141 単位)										
			要介護3 (1,253 単位)										
			要介護4 (1,365 単位)										
			要介護5 (1,477 単位)										
	(2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ)	(一) 3時間以上5時間未満	要介護1 (533 単位)	×70/100	×70/100	×63/100		1日につき+50単位	1日につき+27単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)	1日につき-94単位
			要介護2 (586 単位)										
			要介護3 (639 単位)										
			要介護4 (693 単位)										
			要介護5 (746 単位)										
		(二) 5時間以上7時間未満	要介護1 (813 単位)										
			要介護2 (899 単位)										
			要介護3 (986 単位)										
			要介護4 (1,072 単位)										
(三) 7時間以上9時間未満	要介護1 (924 単位)												
	要介護2 (1,024 単位)												
	要介護3 (1,124 単位)												
	要介護4 (1,224 単位)												
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (268 単位)	×63/100										
		要介護2 (278 単位)											
		要介護3 (287 単位)											
		要介護4 (297 単位)											
		要介護5 (307 単位)											
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (436 単位)											
		要介護2 (451 単位)											
		要介護3 (467 単位)											
		要介護4 (483 単位)											
		要介護5 (499 単位)											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (503 単位)											
		要介護2 (521 単位)											
		要介護3 (539 単位)											
		要介護4 (557 単位)											
		要介護5 (575 単位)											
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)												
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×29/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計											
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)												
： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目													